

第2章 循環型社会の実現

関連するSDGs



これまで私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄という経済社会構造の中で、豊かさや便利さ、快適さを追求した生活を営んできました。しかし、それは同時に地球温暖化、資源の枯渇、環境汚染といった深刻な問題を生み出しています。また、ごみの増加に伴う最終処分場の不足という重大な課題にも直面している現在、大量に出されるごみを適正に処理するだけではこうした問題は解決できません。そのため、これまでの価値観やライフスタイルを見直し、ごみの発生を抑制して、資源を有効に再利用することで、環境への負荷が少ない循環型社会へと転換していくことが必要とされています。

第1節 循環型社会をめざして

板橋区は「東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例」を制定し、さらに一般廃棄物

処理基本計画を策定して、持続的発展が可能な社会を構築するために、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を前提

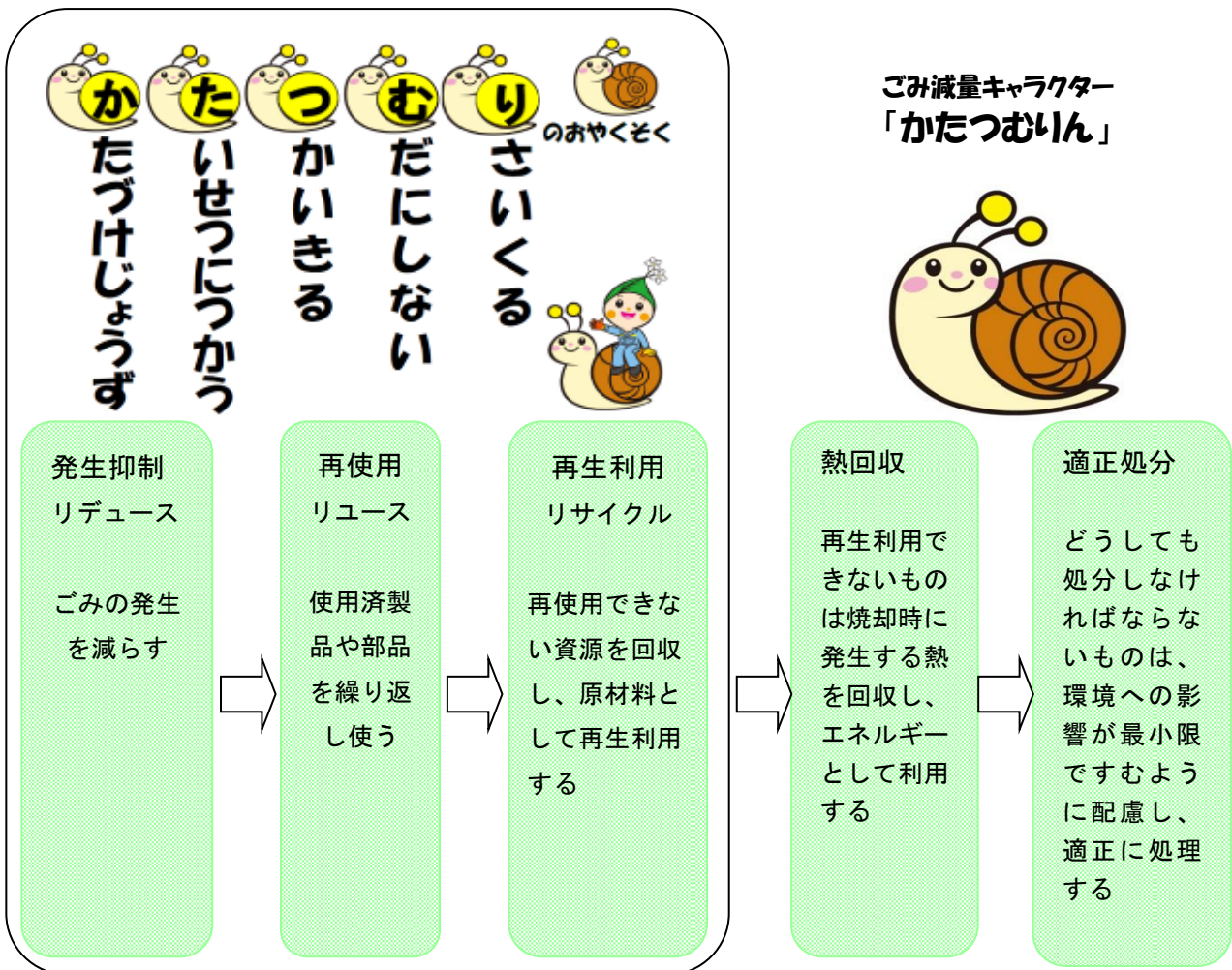


図2-2-1 ごみの処理・リサイクルの流れ

にして熱回収・適正処分の推進による清掃・リサイクル事業に取り組んできました。2011（平成23）年4月からは3Rの考え方をさらに発展、拡大させた「かたつむりのおやくそく」を合言葉に、区民の生活習慣をごみの減量やリサイクルに結びつける「板橋かたつむり運動」を実施しています。

1 廃棄物条例

区では、清掃事業の東京都からの移管に伴い、1999（平成11）年12月にそれまでの「東京都板橋区資源の有効利用促進に関する条例」を廃止し、「東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例」を制定しました。

この条例の前文では、資源の採取から生産、流通及び消費に至る全ての段階で廃棄物の発生を抑制し、そのうえで発生した廃棄物は資源として再利用を図り、最終的に処分するものについては適正に

処理を行うという、廃棄物についての基本的な考え方を示しています。

2 一般廃棄物処理基本計画

区では、2018（平成30）年3月に「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」を策定しました。

この計画は、2012（平成24）年3月に策定された前計画の進捗状況を評価・検証し、ごみ減量やリサイクルの取り組みをさらに推進していくため、廃棄物施策の再構築と強化を図ったものです。

基本理念「人と環境が共生する循環型都市『エコポリス板橋』を実現する」、2つの達成目標、6つの基本方針については、前計画を踏襲しています。

区民1人1日あたりの資源・ごみ量及びリサイクル率の数値目標については、新たに目標を設定しました。

また、基本方針等を達成するために、5つの個別計画を掲げています。

数値目標

| 項目 | 2021（令和3）年度 | 2025（令和7）年度 |
|------------------|-------------|-------------|
| 区民1人1日あたりの資源・ごみ量 | 626 g | 598 g |
| リサイクル率 | 26% | 28% |

重点施策

- （1）情報発信・普及啓発計画
- （2）発生抑制計画
- （3）再生利用促進計画
- （4）収集運搬計画
- （5）適正処理・処分計画

第2節 行政が実施する廃棄物処理

1 清掃リサイクル事業の運営

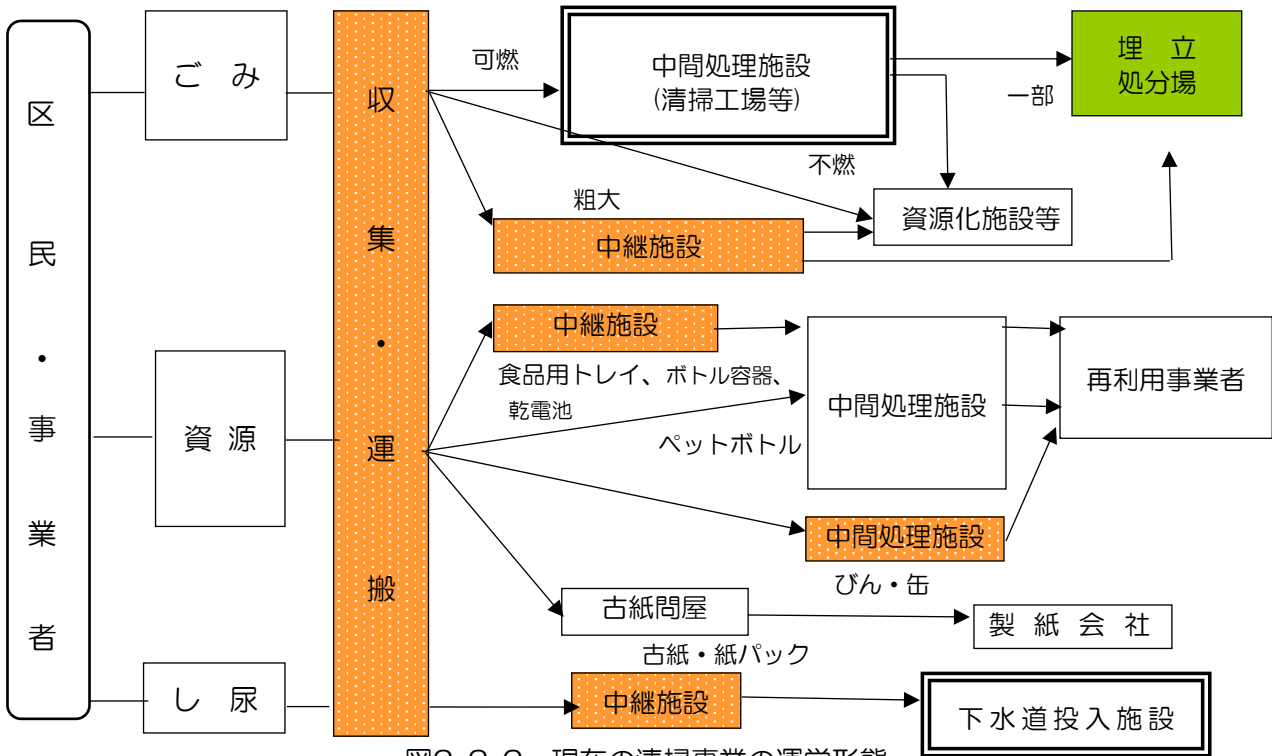


図2-2-2 現在の清掃事業の運営形態

は特別区各区、 は東京二十三区清掃一部事務組合 は東京都が運営
 ※ ごみ処理の流れは、図2-2-6のとおり。

(1) 事業形態

① 収集・運搬

特別区各区が実施しています。

② ごみの中間処理、し尿の処分

23区が共同で設立した東京二十三区清掃一部事務組合が処理を行っています。

③ 最終処分

東京都が設置・管理する東京港内の中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場を使用しています。

(2) 清掃一部事務組合の設置

燃やすごみ（以下「可燃ごみ」という。）の中間処理及び燃やさないごみ（以下「不燃ごみ」という）・粗大ごみの中間処理並びにし尿の処分を特別区が共同して行うために、地方自治法第284条の規定に基づいて「東京二十三区清掃

一部事務組合」を設置しています。

(3) 清掃協議会の設置

廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務の管理執行及び付随する連絡調整事務を行うため、各特別区及び清掃一部事務組合は地方自治法第252条の2の規定に基づいて「東京二十三区清掃協議会」を設置しています。2013（平成25）年度には、事務の効率化を図るため、23区から一般廃棄物処理業の許可等の事務が移管されました。

2 廃棄物の収集運搬

板橋区を含め23区では、これまで廃プラスチックを焼却に適さないごみとして、不燃ごみとして収集し、ほとんどが最終処分場に埋め立てられてきました。現在の最終処分場である中央防波堤外側埋立

処分場及び新海面処分場は、東京港内に残された最後の埋立処分場であり、一日でも長く使用できるようにしなければなりません。

そのため2008（平成20）年度から、廃プラスチックを可能な限りリサイクルしたうえで、なお、ごみとして排出される廃プラスチックを不燃ごみから可燃ごみに変更し、清掃工場で焼却を行い熱エネルギーとして回収する「サーマルリサイクル」を始めました。直接埋め立てを行わずに焼却し埋立処分量を削減することで、最終処分場の延命化を図ります。

また、板橋区では2017（平成29）年度より不燃ごみの全量を民間の資源化施設に搬入し、資源化に取り組んでいます。

（1）ごみ収集

① 収集回数

区では「可燃ごみ」週3回、「不燃ごみ」月2回の収集を行っています。

また、区民の利便性を考慮し、「粗大ごみ」を毎日区内全域で収集しています。

② 収集量

区が収集するごみの量は、次の図に示されるとおり、毎年着実に減少を続けていますが、この要因としては、1996（平成8）年12月から始まった事業系ごみの全面有料化、資源分別回収の普及等が考えられます。また、図2-2-4を見ると、区民一人当たりの一日のごみの排出量は次第に減ってきていることがわかります。

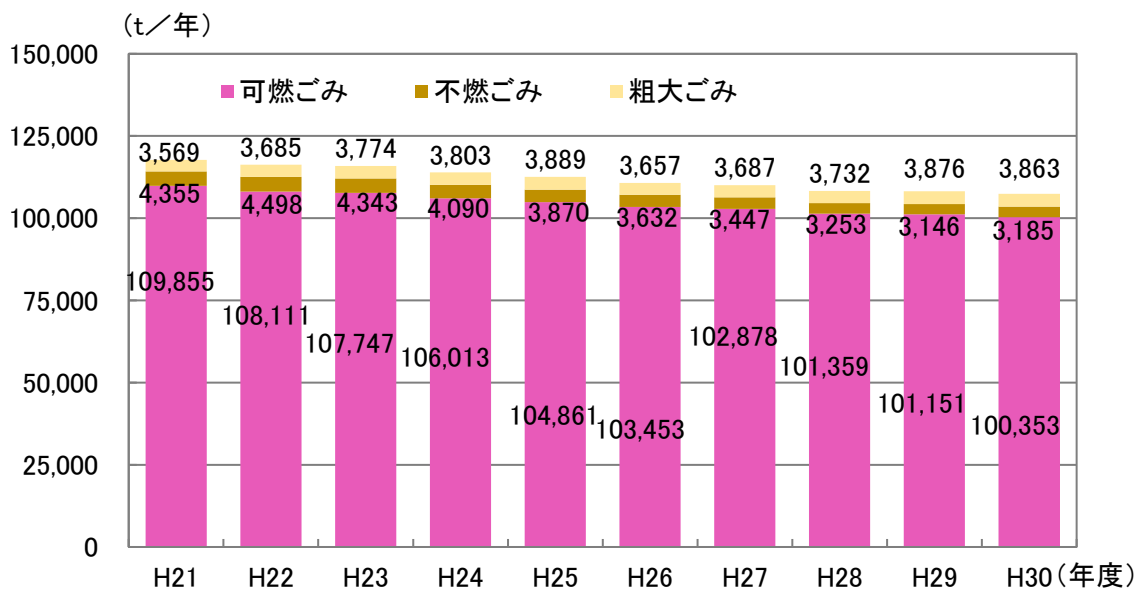


図2-2-3 収集ごみ量の推移

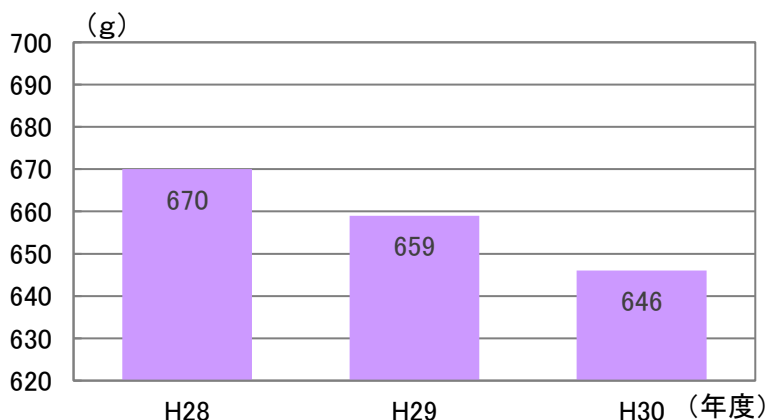


図2-2-4 区民一人当たりの一日のごみ排出量

③ 高齢者・障がい者世帯の戸別収集

ごみを集積所へ持ち出すことが困難な一人暮らしの高齢者や障がい者等の世帯に対して、ごみの戸別収集を実施しています。

ごみが何日間も排出されていないなど、戸別収集の際に異変があると認められる場合には、緊急連絡先に連絡するなど、安否の確認も行っています。

また、事前面接などの時に希望する方には、収集の際に「広報いたばし」を配布しています。

(2) 資源回収

① 集積所回収

現在、区内全域のごみ集積所（2019（平成31）年4月1日現在、約23,200か所）において、週1回古紙、びん、缶、ペットボトルを回収する資源回収を行っています。

また、2016（平成28）年6月から一部地域・マンションで、食品用トレイ・プラスチック製ボトル容器の回収を行っています。

② 拠点回収

区では、区民の皆さんがいつでも資源を出せる方法として、地域センターなどの区内の公共施設を中心に紙パック・乾電池・食品用トレイ・プラスチック製ボトル容器・廃食用油・古布・古着を回収するボックスを設置しています。

また、2013（平成25）年度からは使用済小型家電の回収を開始しました。使用済小型家電は「都市鉱山」ともいわれ、その中には鉄や銅、金や銀などの貴金属、「レアメタル」といわれる希少金属など、様々な鉱物が含まれています。このような資源をリサイクルし有効に活用するための取り組みとして、2014（平成26）年1月より、区内に回収ボックス（2019（平成31）年4月1日現在、13か所）を設置して拠点回収を実施しています。

回収の対象は、最大辺が30cm未満で、回収ボックスの投入口（30cm×15cm）に投入可能な小型家電とし、回収後は国の認定事業者を引き渡し、法に基づいた適切な処理を行います。

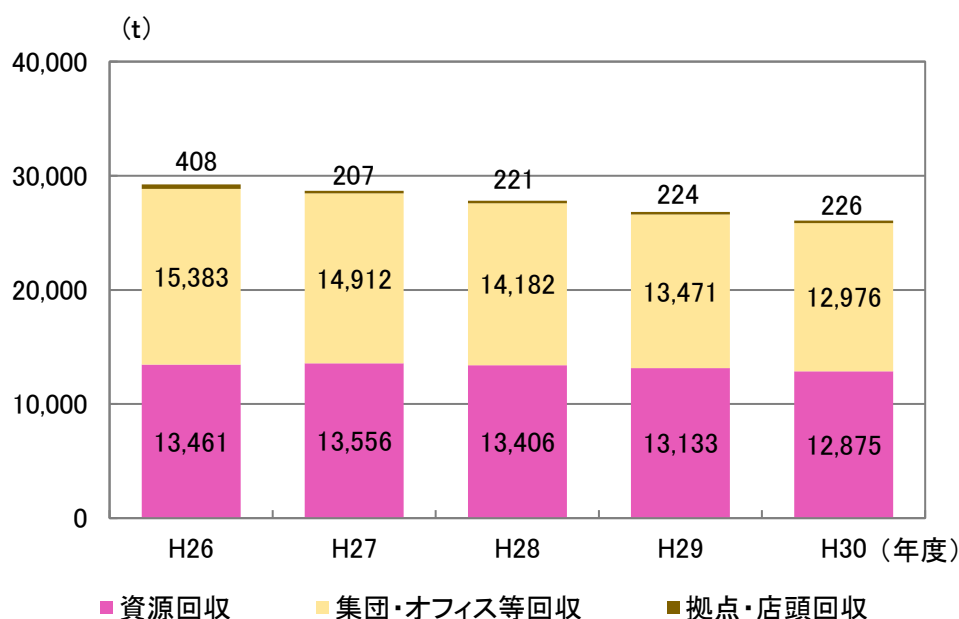


図2-2-5 資源回収量の推移

(3) ごみの処理

図2-2-6に板橋区のごみの流れを示します。区内で発生したごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに分かれ、それぞれ種類に応じた適正な処理がなされています。

① 可燃ごみ

可燃ごみは、清掃工場で焼却処理しています。焼却処理によって生じた焼却灰は、灰溶融施設でスラグ化し、建設資材等として利用されています。また、焼却処理により発生する熱エネルギーを利用して、熱供給や発電を行います。

板橋区の大部分の可燃ごみを焼却処理する板橋清掃工場では、工場から排出されるダイオキシン類を削減するためのプラント更新工事が実施され、2002（平成14）年11月から稼働を再開しています。また、区の可燃ごみはこのほか、近隣の清掃工場で焼却処理され、この焼却灰と、板橋清掃工場で焼却処理後に生じた焼却灰は、プラント更新時に新たに併

設された灰溶融施設でスラグ化されてきました。しかしながら、2011（平成23）年の東日本大震災以降の電力需要の逼迫等に鑑み、2016（平成28）年度から、板橋清掃工場の灰溶融施設は休止となるため、焼却灰の一部はセメント原料化され、新たな有効利用が始められます。

② 不燃ごみ

不燃ごみは、2017（平成29）年度より不燃ごみの全量を民間の資源化施設に搬入し、資源化しています。

③ 粗大ごみ

粗大ごみは、粗大ごみ破碎処理施設で破碎減容化され、鉄を資源として回収した後、可燃物は清掃工場へ逆送され焼却し、不燃物・焼却不適物は埋立処分されています。

なお、2014（平成26）年度より西台中継所に搬入した粗大ごみのうち、小型家電を小型家電リサイクル法に基づく認定事業者の資源化施設に搬入し、資源化しています。

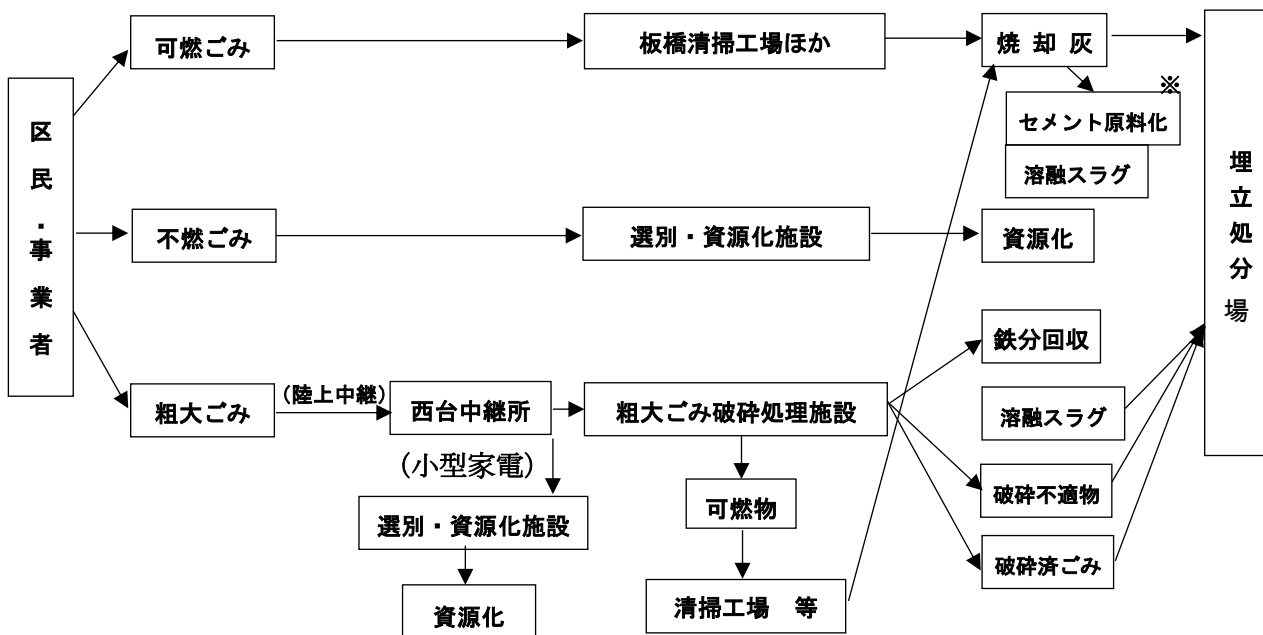


図2-2-6 板橋区のごみの流れ

※ 23区内の2清掃工場では焼却灰の溶融処理を継続する。スラグは砂の代替材料として使うことができるので、配管類の埋戻材やアスファルト舗装材、道路工事、インターロッキングブロックなど建設資材等への有効利用をしている。なお、2015（平成27）年度から焼却灰の一部については、セメント原料化を始めている。

プラスチックごみ問題

プラスチックは安価で扱いやすく、衛生的であることから様々な製品に使用されるほか、容器包装や梱包材としても広く使われています。その高度な機能により、食品ロスの削減やエネルギー効率の改善等に寄与しており、私たちの生活に利便性をもたらしました。

しかし、その一方で、プラスチックのほとんどは再利用されず、使い捨てとなっています。日本においても、年間約9,400万トンのプラスチック廃棄物が排出され、そのうち2~6万トンが河川や海洋などといった環境に漏出していると考えられています。

特に、ポイ捨てなど、回収されずに河川を通じて海に流れ込む「海洋プラスチックごみ」問題が注目されています。「海洋プラスチックごみ」は長期にわたり海に残存し、このままでは令和32(2050)年までに魚の重量を上回ることが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。また、近年、マイクロプラスチック（一般に5mm以下の微細なプラスチック類）による海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な問題となっています。

プラスチックごみ問題は、SDGsの17のゴールと169のターゲットには直接的に記載されていないものの、平成27(2015)年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減すること」がSDGsのゴール14（海の豊かさを守ろう）のターゲット14.1に掲げられたのをはじめ、ゴール12（つくる責任 使う責任）にも関連するなど、SDGs達成に向けた重要な課題です。G7やG20においても海洋ごみが議題とされ、国連環境計画（UNEP）、東南アジア諸国連合（ASEAN）、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）等の場で海洋ごみについて議論されており、国際連携・協力の必要性の認識が高まっています。

日本においては、令和元(2019)年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を基本原則とし、重点戦略として①資源循環、②海洋プラスチック対策、③国際展開、④基盤整備を定めています。

環境省は、消費者をはじめ自治体・NGO・企業などのあらゆる主体が、それぞれの立場でできる取り組みを行い、排出抑制や分別回収の徹底など、“プラスチックとの賢い付き合い方”を全国的に推進しています。また、「プラスチック・スマート」キャンペーンを通じ、我が国の取り組みを国内外に発信しています。



出典：環境省

☐ プラスチック・スマートのロゴ

第3節 普及啓発と発生抑制

1 板橋かたつむり運動の推進

かたつむりをかたどった「かたつむりん」をごみ減量キャラクターとして広報紙、ホームページ、ごみ収集運搬車などで広くPRします。また、「かたつむりの

おやくそく」の歌、振り付け、ゲームなどを区民まつり、農業まつりや出前講座で披露し、広くこの運動を浸透させます。

■ごみ減量キャラクター

「かたつむりん」



のおやくそく

か たづけじょうず

家の中を整理整頓すれば、何がどこにあるかすぐわかり、余計なものを買わずに済みます。



た いせつにつかう

物を丁寧に扱い、壊れたときは部品を交換するなどの修理をして、できるだけ長く使用すれば、ごみとして捨てたり新しい物を買ったりすることが少なくなります。



つ かいきる

歯磨き粉や裏紙のメモ使用など、最後の最後まで使い切りましょう。シャンプーや洗剤など、詰め替えができるものは詰め替えて使います。

む だにしない

買い物にはマイバッグを持参し、必要なものを必要な分だけ買うようにしましょう。食事も残さず食べましょう。

り さいくる

使い終わった物やいらなくなった物は「資源」と「ごみ」に正しく分別して排出しましょう。

きちんと分別すると、資源は生まれ変わることができます。買うときは再生品を選んで購入し、リサイクルの輪を作りましょう。

みなさんが「かたつむりのおやくそく」を実践し、家族やお友達など身近な方にも広がっていくと、板橋区全体の取り組みとなり、ごみを減らすことにつながります。

2 区民・事業者とのパートナーシップ

循環型経済社会を構築するには、区民・事業者と区とのパートナーシップに基づいた取り組みが必要です。区内各地区では、環境行動委員会が設立され、地域での清掃活動をはじめ、区民を主体とした取り組みが行われています。また、ごみ減量・リサイクルに熱意のある区民（約550名）をリサイクル推進員として委嘱しています。推進員には定期的に研修を受講いただき、情報提供及び情報交換とともに、地域のリサイクルリーダーとして、区や地区環境行動委員会と協働して活動に取り組んでいただいています。

3 ごみ出しルールの徹底をめざして

(1) 指導業務の充実

区では、ごみ出しルールの周知徹底を図るため、各地域で区民や事業者との対話を中心にした「ふれあい指導」を積極的に展開しています。集積所に出されたごみを調査し、分別が不徹底であるものや、事業系ごみで有料ごみ処理券が未貼付又は料金不足のものなどについて、排出者を調査し、各家庭・事業所等を訪問して直接説明及び指導をしています。

単身者や外国人世帯の多い集合住宅では、ごみ出しルールが周知されていない

ことなどから分別の不徹底が見られる場合があるため、管理人と連携した周知や戸別に英語・中国語・ハングルのチラシを配布するなどの対応を行っています。

また、適正排出されていない場合は、収集車の待ち時間を活用して、ごみの正しい分け方・出し方等を説明し、ごみ出しルールの徹底に努めています。

(2) 商店街戸別収集事業

2003（平成15）年2月から、商店街の美観の向上、廃棄物の分別の徹底、カラス対策の推進、有料ごみ処理券の貼付率の向上等を目的とした、商店街戸別収集を実施し、排出者の意識の向上を図っています。

(3) 大規模建築物等への排出指導

階数3以上かつ戸数10以上の集合住宅、及び敷地面積1,000㎡以上若しくは延べ面積2,000㎡以上の事業用建築物に対して、廃棄物保管場所等の設置を指導しています。

また、事業用途部分が1,000㎡以上の事業用大規模建築物については、廃棄物管理責任者の選任と再利用計画書の作成・提出を義務づけ、廃棄物の減量と適正な処理を求めています。さらに、事業用建築物への立入調査や廃棄物管理責任者を対象とした講習会を行い、廃棄物の減量及びリサイクルの徹底を図ることにより、事業系ごみの排出量（可燃持ち込みごみ）の減量に努めています。

(4) 資源物持ち去り対策について

2015（平成27）年4月に施行された「板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例」では、資源の種類及び集積所の定義の明確化を図り、排出された資源の持ち去りを規制する改正を行い、持ち去り者に対する罰

則規定を新設しました。

また、取り締まりを行うことで実効性を担保していくために、青色パトローカーを利用した継続的なパトロールを実施しています。

4 発生抑制

ごみの減量やリサイクルには、取り組みにおける優先順位があり、その中で、第一に考えなければならないのが発生抑制です。日常生活の中から無駄をなくす工夫をしたり、ものを大切にしたり、なるべく長期間使用したりするなど、ごみの発生を極力減らすことをいいます。

(1) 清掃・リサイクル出前講座

ごみの減量やリサイクルに関する正しい知識を習得するためには、子どもたちからの環境学習が大切です。そのため、区内の保育園や幼稚園、小学校等に区の職員が出向き、ごみ減量・リサイクルをテーマにした出前講座を行っています。

(2) 生ごみの減量・食品ロスの削減

家庭から出る生ごみの量は、燃えるごみの約30%を占め、そのうち約80%が水分といわれています。生ごみに含まれる水分は運搬の際に余分なエネルギーを消費し、焼却時には炉内の温度を下げてしまう等の弊害を生じます。

区では、家庭から出る生ごみの排出量を削減するため、食品ロス削減等のPRを積極的に行っています。生ごみからたい肥づくり講習会、食品ロス対策講座やフ



■ 食品ロス削減国民運動ロゴマーク
愛称「ろすのん」

ードドライブ等の実施により、生ごみ減量・資源化に努めています。

5 リサイクルの推進

私たちの生活がより豊かに、そして便利になる一方でごみも増え続けてきました。現在、ごみ問題に行政・住民・事業者がどう取り組んでいくのかが重要な課題になっています。

板橋区のごみ排出量は、1989（平成元）年をピークに減少傾向にあります。ごみの質的な変化もあり、ごみ問題の根本的な解決が大きな課題であることは依然変わりはありません。

また、排出されたごみの最終処分は海面への埋立に依存しており、これまで使用してきた中央防波堤外側埋立処分場に加え、1998（平成10）年12月より新海面処分場で焼却残灰の埋立が始まりました。しかし、この先東京港内に新しい処分場を設けることは極めて困難な状況です。

こうした中、単にごみの減量だけではなく、省資源・省エネルギー及び資源の有効活用、そして地球環境の保全をも広く視野に入れて、積極的にリサイクルを推進していくことが大切です。

◇ 板橋区立リサイクルプラザ

区内で回収されたびん・缶を選別、圧縮する「処理ゾーン」とリサイクルを啓発する「プラザゾーン」があります。



■ 板橋区立リサイクルプラザ

「プラザゾーン」では、びん・缶の処理の様子を見学することができます。また、家庭で不要になった家具を販売するほか、多目的室の貸し出し、リサイクルを推進するための様々な展示やイベントなどを行っ

ています。また、荒川河川敷を利用する方のためのコインロッカーやシャワー室があり、区民の方に広く利用していただける施設をめざしています。

食品ロス削減に向けた取り組み

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことを「食品ロス」と言い、日本における「食品ロス」の量は年間643万t（平成28年農林水産省推計値）にも及びます。

また、SDGsの目標「12：つくる責任 使う責任」のターゲット12.3では、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。」と述べられています。

食べ物を大切にする気持ちや「もったいない」の再認識につなげ、区民の皆様や事業者の方々と区が一体となって食品ロスの削減をめざした、板橋区における取り組みをご紹介します。

■ いたばしみんなの食べきりチャレンジ

① 食べきりチャレンジ運動

12月から1月を「食べきりチャレンジ月間」とし、小盛メニューや量り売りなどの食品ロスを減らす取り組みをしている飲食店・小売店等の協力を得て、店舗と利用者が共に食べきることに取り組んでいきます。

② 食べきり講習会

食品ロス問題に詳しい専門家による講習会を開催し、食品ロスを減らすためのヒントを学びます。

③ サルベージ・パーティ®

家庭で使いきれない食材を持ち寄り、シェフの考案したメニューを皆で楽しく料理することにより、食材を上手に使いきるヒントを学びます。

④ いたばしディスコスープ

形状や大きさ、キズなどの理由から市場に出回らず、廃棄されてしまう規格外野菜を使ったスープを作り、音楽を楽しみながら食べることにより、食品ロスについて考えます。

■ フードドライブ

フードドライブとは、家庭で余っている食品や飲料を持ち寄り、フードバンクを通じ、広く地域の福祉団体や施設などに提供する活動です。

板橋区では、食品ロスの削減と食品の有効活用を図るため、平成28年度からフードドライブを開始し、令和元年度は、区役所1階イベントスペースや赤塚庁舎などにおいて9回開催し、缶詰やインスタント・レトルト食品、調味料や菓子、米などをご提供いただきました。ご提供いただいた食品や飲料は、フードバンク団体により、食品や飲料を必要としている団体や個人へ届けられました。

令和2年度からは、区内18地域センターにおいてフードドライブの常設窓口が設置され、平日午前9時から午後5時まで常時食品を預かることができますようになります。



■ サルベージ・パーティ®

6 再生品の積極的な利用

リサイクルという言葉には再資源化という意味が含まれています。単にごみから資源を分別し、それを集めただけではリサイクルのシステムは成り立ちません。回収された資源を原料にして製品化された再生品を、消費者が利用して初めてリサイクルの大きな輪が完成し、システムとしての循環が始まるのです。

最近では、身の回りの様々な製品に再生原料が使われるようになり、再生品がとても身近なものになりました。こうした再生品を私たちが積極的に利用することで、市場での需要と供給のバランスがとれ、企業に対して環境に負荷の少ない製品の開発をより一層促すこととなります。

(1) グリーン購入

グリーン購入とは、商品の購入やサービスの提供を受ける際に、まず必要性を十分に考えたうえ、価格や品質、利便性、デザインだけではなく、環境への影響も重視し、環境に与える負荷ができるだけ少ない製品やサービスを環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。したがって、進んで再生品を購入することもグリーン購入になります。

グリーン購入は、環境への負荷を減らすためにだれもが今すぐ取り組むことができます。また、環境への負荷だけではなく、製品によってはエネルギーの消費削減になるほか、部品交換などによる長期使用が可能な製品や、使用後に資源としてリサイクルが可能な製品を選択することは、廃棄物の削減につながります。

(2) 再生品の目安となるマーク

その商品が再生品であることを示す各種のマークがあります。ここでは、その

中から代表的なものをいくつかご紹介しますので、実際に購入する際の目安にしてください。

① エコマーク

環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品についています。公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が実施しています。



② グリーンマーク

古紙を原料に利用したコピー用紙やノートなどの紙製品についています。公益財団法人古紙再生促進センターが実施しています。



③ 再生紙使用マーク (Rマーク)

再生紙を利用した製品についています。数字は、古紙パルプ配合率を表しています。

3R活動推進フォーラム事務局が実施しています。



④ PETボトルリサイクル推奨マーク

ペットボトルを再生利用した商品についています。衣料品やカーペットなどの繊維製品をはじめ、文具・事務用品などがあります。PETボトルリサイクル推進協議会が実施しています。



⑤ 牛乳パック再利用マーク (パックマーク)

使用済牛乳パックを原料として作られた商品についています。トイレットペーパー、ティッシュペーパー、フラットファイル、ノートなどがあります。全国牛乳パックの再利用を考える連絡会が実施しています。

第4節 区民・事業者主体のリサイクル

1 集団回収

集団回収とは、住民の皆さんが10世帯以上集まって団体をつくり、家庭から出る古紙や古布などの資源を日時や場所を決めて集め、民間の資源回収業者に引き渡す自主的な資源回収活動です。団体には町会・自治会、学校PTA、集合住宅の管理組合など様々な形態があります。

区では、集団回収団体に対して資源の回収量に応じた報奨金を支給するなど、集団回収活動を支援しています。

集団回収の実施を通して、住民の皆さんのごみ・資源の分別に対する意識が高まり、効率よく良質な資源が集められるとともに、集団回収活動を通して協力しあうことで、地域の皆さんの交流が深まります。

2 商店街・オフィスリサイクル

板橋区オフィスリサイクルシステム及

び板橋区商店街リサイクルシステムは、板橋区資源リサイクル事業協同組合が運営しており、中小規模の事業者が参加しやすいように構築された事業系古紙回収システムであるため、区はこの事業を側面から支援しています。

オフィスリサイクルでは、事業所から出る上質紙（OA用紙等）、新聞、シュレッダー処理紙、段ボール、雑誌などを、専用回収袋や紙テープにより、週1回、決まった曜日に回収しています。

商店街リサイクルでは、商店街単位で定期的に段ボールを回収しています。

3 リサイクル率

発生した不用物のうち、どれくらいリサイクルされたかを示す指標として、「リサイクル率」を次の方法により算出しています。この算式により算出した2018（平成30）年度のリサイクル率は、22.2%です。ここ数年はリサイクル率は横ばいになっています。

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{行政による資源化量} + \text{集団回収量} + \text{オフィスリサイクル回収量} + \text{商店街リサイクル回収量} + \text{不燃ごみ処理資源化施設等における資源化量}}{\text{行政による収集ごみ量} + \text{行政による資源回収量} + \text{集団回収量} + \text{オフィスリサイクル回収量} + \text{商店街リサイクル回収量}} \times 100$$

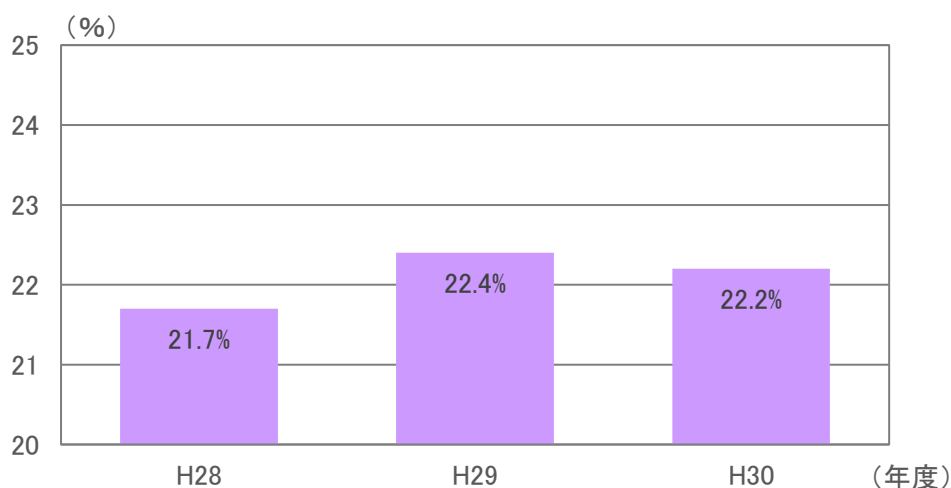


図2-2-7 リサイクル率

○2018（平成30）年度の種別資源化量・回収量（換算単位は、1000未満四捨五入）

＜資源回収・拠点回収・不燃ごみ資源化量＞

| | | | |
|----------------------|---------|---------------------------|-------------|
| アルミ缶 | 904トン | 350ml (18g) 缶換算 | 50,222,000本 |
| スチール缶 | 696トン | 350ml (58g) 缶換算 | 12,000,000本 |
| リターナブルびん | 176トン | ビール大びん(605g)換算 | 291,000本 |
| ワンウェイびん | 3,991トン | 120mlドリンクびん(145g)換算 | 27,524,000本 |
| 新聞紙 | 969トン | 立ち木換算 | 19,000本 |
| | | ※古紙1トンは樹齢20～30年の立ち木20本に相当 | |
| 雑誌 | 1,290トン | 立ち木換算 | 26,000本 |
| 段ボール | 2,228トン | 立ち木換算 | 46,000本 |
| 雑がみ（紙パック、紙箱、紙袋、OA用紙） | 145トン | 立ち木換算 | 3,000本 |
| 紙パック（拠点回収分） | 37トン | 1紙パック(30枚 1kg)換算 | 1,110,000枚 |
| 乾電池 | 71トン | 単一乾電池(100g)換算 | 710,000個 |
| ペットボトル | 2,151トン | 500mlボトル(26g)換算 | 82,731,000本 |
| 食品用トレイ | 14トン | 食品用トレイ(6g)換算 | 23,333,000枚 |
| ボトル容器 | 20トン | ボトル容器(50g)換算 | 400,000本 |
| 古布・古着 | 89トン | Tシャツ(130g)換算 | 684,000枚 |
| 廃食用油 | 5トン | | |
| 使用済小型家電 | 5トン | | |
| 不燃ごみ資源化 | 2,850トン | | |

※ 種別別数値（資源化量）は、それぞれ回収後に水分や異物などを取り除いた量であり、これらを合計した数値と図2-2-5に掲載しているグラフの数値とは一致しません。

＜集団回収量＞

| | | | |
|----------|---------|---------------------------|------------|
| アルミ缶 | 170トン | 350ml (18g) 缶換算 | 9,444,000本 |
| スチール缶 | 26トン | 350ml (58g) 缶換算 | 448,000本 |
| リターナブルびん | —トン | ビール大びん(605g)換算 | —本 |
| 新聞紙 | 4,775トン | 立ち木換算 | 96,000本 |
| | | ※古紙1トンは樹齢20～30年の立ち木20本に相当 | |
| 雑誌 | 3,504トン | 立ち木換算 | 70,000本 |
| 段ボール | 4,028トン | 立ち木換算 | 81,000本 |
| 紙パック | 2トン | 立ち木換算 | 40本 |
| 古布 | 280トン | Tシャツ(130g)換算 | 2,154,000枚 |